

研究費の適切な運営・管理のための取扱要領

2015年3月10日制定

1. この取扱要領は、大谷大学及び大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）公的研究費の不正防止計画を踏まえ、競争的資金等の適正な予算執行を行うための事務手続きを定めるものとする。
2. 競争的資金等の予算の執行状況については、少なくとも年1回、教育研究支援部教育研究支援課（以下「教育研究支援課」という。）が検証を行う。検証の結果、研究計画に比較し著しく執行が遅れている研究活動があった場合は、研究計画の遂行に問題がないか当該研究者に確認するものとする。また、問題があった場合は、教育研究支援課から当該研究者に改善するよう伝えるものとする。
3. 取引業者との癒着を防止するため、教育研究支援課は、次の対策を講じるものとする。
 - (1) 取引業者に対して、教育研究支援課は、本学の不正対策に関する方針、ルール等を周知する。
 - (2) 取引業者が不正な取引に関与した事実が判明した場合、以下の事案を勘案し、最高管理責任者が処分を決定することができる。
 - ① 業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置
業者が研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用、研究設備等の競争入札において行われる入札妨害又は談合等、業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。
 - ② 本学の研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者が従たる当事者である場合の措置
研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。
 - ③ 不正な取引に関与した業者による通報があった場合の措置
相談窓口への通報等、不正に関与した当事者(業者)が自主的に名乗り出、調査に協力した場合においては、その内容を勘案し処分内容を決定する場合がある。
 - ④ その他
研究者、業者が共謀し、主たる当事者の認定が困難な場合には、両者が主たる当事者とみなすものとする。

- (3) 教育研究支援課は、少なくとも年1回、極端に取引の多い業者及び不正のリスク発生の危険が高いと思われる取引業者を抽出し、該当する取引業者があった場合は、不正な取引をしないという誓約書の提出を求めるものとする。
4. 研究者が発注する物品等については、原則、全件の直接検収を、教育研究支援課が行うものとする。
 5. 4に関わらず、教育研究支援課による直接検収が困難な場合は、教育研究支援部事務部長の判断により、原則とは異なる方法で検収を行うことができる。その場合の方法については、可能な限りリスクのない方法を選択するものとする。
 6. データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの開発及び作成等の検収については、学内の該当する専門分野の担当者に検収を依頼できるものとする。また、成果物のない機器の保守、点検等の検収については、立ち合い等による現場確認を行うものとする。
 7. アルバイト職員の勤務状況確認等の雇用管理については、契約書や出勤簿等を通して教育研究支援課が行うものとする。
 8. パソコン等の換金性の高い物品等については、番号ラベルを貼り、総務部財務課が台帳管理を行うものとする。
 9. 研究出張については、事後に提出された出張報告書等により、教育研究支援課が実行状況等の確認を行うものとする。
 10. この取扱要領に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。
 11. この取扱要領の改廃は、研究費不正防止委員会の議を経て、最高管理責任者が決定する。

付 則

この取扱要領は、2015年3月10日から施行する。